

# 令和5年度むつ市企業訪問応援助成金交付要綱

令和5年4月1日  
むつ市告示第59号

(趣旨)

第1条 市は、市内の企業における企業訪問を促進することを目的として、予算の範囲内において、むつ市企業訪問応援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業訪問 次に掲げる区分に応じ、学生が、定められた期間、企業の現場等でインターンシップ又は見学・取材に従事することをいう。
- (2) 大学 日本国内の大学、大学院及び短期大学をいう。
- (3) 学生 大学に在籍する者で、企業訪問を実施するものをいう。
- (4) 事業所 企業訪問を受け入れる市の区域内の事業所をいう。

(助成対象者及び助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる者、費用の区分及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4条 学生が助成金の交付を申請する場合には、むつ市企業訪問応援助成金交付申請書（学生用）（様式第1号）を企業訪問を実施した日から起算して30日を経過した日又は企業訪問を実施した日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 対象経費に係る領収書その他支払を証明できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業所が助成金の交付を申請する場合には、むつ市企業訪問応援助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）を企業訪問を受け入れた日から起算して30日を経過した日又は企業訪問を受け入れた日が属する年度の3月31日のいずれか

早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 企業訪問の実施内容等が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書の提出を受けたときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(申請の取下げの期日等)

第6条 規則第7条第1項の規定による助成金の交付の申請の取下げの期日は、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

2 前項の取下げは、むつ市企業訪問応援助成金交付申請取下げ承認申請書（様式第3号）を市長に提出して行うものとする。

(助成金の交付の方法)

第7条 助成金は、第5条第1項の規定による通知後に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

対象者	費用の区分	助成金の額
学生	交通費	<p>企業訪問を実施するために要する公共交通機関の利用に係る費用のうち、それぞれ次に掲げる額を限度とする額。ただし、実施中の移動に係る費用を除く。</p> <p>(1) 県内の大学から参加する場合 県内の居住地から事業所の所在地までの往復に係る額</p> <p>(2) 県外の大学から参加する場合 助成対象者1人につき5,000円</p>
	宿泊費	<p>企業訪問を実施するために要する宿泊施設の利用に係る費用のうち、1泊当たり6,000円、かつ、5泊を限度とする額。ただし、見学・取材を実施する場合については、1日につき2社以上の訪問（移動日を除く。）に限る。</p>
事業所	<p>受け入れる学生1人につき1日当たり2,000円。ただし、1回の受入れにつき学生は2人までとし、実習期間は5日間を限度とする。</p>	